

審第2690号-1  
答申第632号  
令和7年9月3日

千葉県教育委員会  
教育長 杉野 可愛 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和元年9月13日付け教職第651号-1及び令和元年12月26日付け教職第1035号-1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1104号

令和元年7月19日付けで審査請求人から提起された、令和元年5月7日付け教職第209号で行った行政文書開示決定に係る審査請求に対する裁決について

諮問第1111号

令和元年11月6日付けで審査請求人から提起された、令和元年8月26日付け教職第549号で行った行政文書開示決定に係る審査請求に対する裁決について

諮問第1104号

諮問第1111号

## 答 申

### 第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経緯

#### 1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成31年4月2日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 請求の内容

本件開示請求の内容は、「2018年度に高等学校就職支援担当教員に関して文部科学省から收受した文書及び文部科学省へ発出した文書（1～3月分）」である。

#### 3 原決定

実施機関は、本件開示請求に係る対象文書として、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令に基づく文部科学大臣の定める数について（平成31年2月22日付け事務連絡）」（以下「対象文書1」という。）を特定し、令和元年5月7日付け教職第209号で行政文書開示決定（以下「本件原決定」という。）を行った。

#### 4 審査請求

審査請求人は、本件原決定を不服として、令和元年7月19日付けで審査請求（以下「本件審査請求1」という。）を行った。

#### 5 追加決定

本件審査請求1を受け、実施機関は、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令に基づく文部科学大臣の定める数について（通知）（平成31年3月1日付け30文科初第1588号）」（以下「対象文書2」という。）及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令に基づく文部科学大臣の定める数について（通知）（平成31年3月15日付け30文科初第1754号）」（以下「対象文書3」という。）を特定し、令和元年8月26日付け教職第549

号で行政文書開示決定（以下「本件追加決定」といい、本件原決定と併せて「本件各決定」という。）を行った。

#### 6 本件追加決定に対する審査請求

審査請求人は、本件追加決定を不服として、令和元年11月6日付けで審査請求（以下「本件審査請求2」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分（本件各決定）を取り消すとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

##### (1) 本件審査請求1について

本件処分においては、少なくとも「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令に基づく文部科学大臣の定める数の決定について（通知）」が欠落している。これは、文書秘匿であり、違法である。

##### (2) 本件審査請求2について

本件処分に係る行政文書開示請求は、平成31年4月2日に受け付けられている。

しかるに、本件処分は令和元年8月26日付けで決定されている。これは、千葉県情報公開条例第13条に違反し違法である。

よって、本件処分は取り消しを免れない。

#### 3 反論の要旨

##### (1) 本件審査請求1について

弁明書に記載された令和元年8月26日付け教職第549号行政文書開示決定は、千葉県情報公開条例第13条に違反する違法な決定である。当然のことながら、違法な決定によって本件処分の瑕疵は治癒されず、弁明書の「対象文書1から3までを特定し、行政文書開示決定を行った」との主張は虚偽である。よって、弁明書の「請求人の主張には理由がない」との主張は採用することができない。

そもそも、本件審査請求を行った時点において、対象文書2及び3は特定されておらず、本件審査請求をきっかけとして“本気で探した”結果特定したのであって、まさに本件審査請求には理由があったのである。実際、審査請求人は、本件処分に係る開示を受けた（対象文書1のみ）際、「他にも文書があるのではないか」と指摘し、確認をもとめたところ「これ（対象文書1）だけである」との回答であったため、本件審査請求に至ったのである。

したがって、教育長の取るべきは、本件審査請求を認容し、本件処分を取り消し、対象文書1ないし3を特定した新たな決定をすることであった。

いずれにせよ、本件処分は文書秘匿であり、「他にも文書があるはずだ」との指摘によって“見つかった”という点において、「森友・加計問題」等における文書隠しを想起させる。また、違法な決定によって審査請求の効力を失わせようとした企みは、不服申立て制度をゆるがすものであり、こちらも看過できない。ともに極めて悪質な行為である。

## (2) 本件審査請求2について

### ア 事実経過について

弁明書の「対象文書1を特定し本件決定を行い、その後、対象文書2及び3を特定し行政文書開示決定を行ったものである。」は誤りである。正しくは、「対象文書1を特定し行政文書開示決定（令和元年5月7日付け教職第209号）を行い、令和元年7月19日付け審査請求（フォーラム審第9001号）を受けたため再探索した結果、対象文書2及び3を発見したので、これらを特定し本件決定を行ったものである。」である。

よって、上記7月19日付け審査請求に係る反論書にも記した通り、実施機関が行うべきは、同審査請求を認容し、当初の決定を取り消した上で、対象文書1ないし3を特定した新たな決定をすることであった。

なお、総務省行政管理局行政手続室の見解では、審査請求の裁決前であれば、（認容することなしに）職権により当初の決定を取り消し、新たな決定をすることは可能であるとのことであった。

いずれにせよ、教職第209号行政文書開示決定は取り消されるべきものであった。

### イ 弁明について

本件審査請求では「条例第13条第2項に違反する」との主張は行っていない。

また、本件審査請求の文脈からも、本件処分は条例第13条「開示請求があった日から30日以内にしなければならない。」に違反すると主張していることは明らかである。よって、弁明書の記載は、弁明になっていない。

### ウ 付記

上記のとおり、弁明書では、事実経過を歪曲したり、審査請求の主張を曲解したりしている。これは、自らの過ちを糊塗するため故意に行ったものであろう。この姿勢には許しがたいものがある。

また、「対象文書2及び3の存在を了知していなかったから、(中略)延長することはできない。」との記載からは、「存在を了知」できなかったことに対する問題意識が微塵も感じられない。

これらは、情報公開制度を根底から覆すものであり、危機感を覚える。

#### 第4 実施機関の弁明要旨

##### 1 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

##### 2 本件各対象文書の特定及び内容について

###### (1) 本件対象文書の特定について

本件開示請求を受け、対象文書1を特定し、本件原決定を行った。

なお、本件決定の後に、対象文書2及び対象文書3を新たに特定し、本件追加決定を行った。

###### (2) 本件対象文書の内容について

対象文書1から3までは、文部科学省から収受した、平成30年度及び平成31年度の高等学校等教職員定数に係るものであり、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令(昭和37年政令第215号)の規定に基づく文部科学大臣の定める数である公立高等学校指導方法改善定数及び研修等定数並びにその内訳について記載されている。対象文書1は当該定数の予定した数を、対象文書2は当該定数の決定した数を、対象文書3は当該定数の新たに決定した数を通知した行政文書である。

##### 3 処分(本件決定)の理由について

本件開示請求は、本件開示請求書の記載から、平成31年1月から3月までに高等学校就職支援教員に係る実施機関が文部科学省から収受した行政文書及び実施機関が同省に発出した行政文書を開示請求しているものと解釈できる。

これらの行政文書は、高等学校等教職員定数に係る行政文書しか存在せず、上記2(1)のとおり、平成31年1月から3月までに発出した行政文書は存在しなかったことから、収受した対象文書1を特定し本件決定を行い、その後、対象文書2及び3を特定し行政文書開示決定を行ったものである。

当該定数については、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和36年法律第188号)第7条から第12条までの規定により、その標準を定めている。また、同法第22条は、教職員定数の算定に関する特例を定めている。

同法第7条から第12条まで及び第22条は、一部の定めを政令に委任しており、当該政令は、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令である。同政令には、文部科学大臣が定める数という規定があり、当該数を文部科学大臣は毎年度実施機関に通知している。

平成30年度及び平成31年度の当該通知に至るまでの経緯は次のとおりである。

文部科学省から実施機関に高等学校等教職員定数等に関する資料を提出するよう依頼があり、当該資料を実施機関は同省に提出し、同省は実施機関に当該数を通知する。

また、本件審査請求1及び2を受け、実施機関において本件請求の対象となる行政文書を探索したが、対象文書1から3まで以外に本件請求の対象となる行政文書は保有していない。

#### 4 弁明の内容について

##### (1) 本件審査請求1について

請求人は、前記第3 2 (1) のとおり主張する。しかし、上記3 のとおり、本件請求の対象となる行政文書は、高等学校等教職員定数に係る行政文書しか存在せず、対象文書1から3までを特定し、行政文書開示決定を行ったものである。したがって、請求人は条例の解釈を誤ったものであり、請求人の主張には理由がない。

##### (2) 本件審査請求2について

請求人は、前記第3 2 (2) のとおり主張する。しかし、条例第13条第2項の規定により、前項に規定する期間を延長することができるのは、実施機関が本件請求に係る行政文書の存在を了知していた場合であり、対象文書1を特定した行政文書開示決定においては、対象文書2及び3の存在を了知していなかったことから、同条第2項の規定により延長することはできない。したがって、請求人は条例の解釈を誤ったものであり、請求人の主張には理由がない。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件決定の妥当性

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

本件開示請求は「2018年度に高等学校就職支援担当教員に関して文部科学省から収受した文書及び文部科学省へ発出した文書(1～3月分)」の開示を求めるものであり、実施機関は対象文書1を特定し本件原決定を行い、本件審査請求1を受けた後、対象文書2及び3を特定して本件追加決定を行っている。

審査請求人は、前記第3 2 (1) のとおり、本件原決定は、少なくとも「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令に基づく文部科学大臣の定める数の決定について（通知）」が欠落していることから、文書秘匿であり違法である旨主張しているところ、本件原決定には対象文書2及び3が特定されていないという瑕疵があったと認められるが、その後、実施機関は前記第2 5 のとおり本件追加決定により同文書を開示しており、本件原決定の瑕疵は治癒されたものと言える。

また、審査請求人は、前記第3 2 (2) 及び3 (2) のとおり、本件追加決定は、条例第1 3条「開示請求があった日から30日以内になければならない。」に違反し違法である旨主張していることから、以下検討する。

開示決定等の期限については、条例第1 3条の解釈運用基準の1 (2) により、期間の満了日が休日に当たるときは、当該休日後において最も近い休日でない日が満了日となる旨定められているところ、本件開示請求が行われた平成31年4月2日に対し、本件原決定は令和元年5月7日付けで行われており、開示請求があった日の翌日から起算してから30日後である5月3日から5月6日までが休日であることから、適法に行われたものであると認められる。また、その後、本件追加決定がなされた8月26日までの期間は、前述した瑕疵の治癒に伴う期間である。

そもそも、本件原決定における実施機関の瑕疵は、本件原決定を取り消すべき重大なものとは言えず、審査請求がなされたことを機縁として実施機関が原処分を見直し、追加で開示決定をすることが妨げられるものではない。

したがって、本件追加決定については、審査請求人の主張に理由はなく、条例第1 3条に違反した違法な処分ということはできない。

## 2 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

## 3 結論

よって、実施機関の本件各決定は妥当である。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 元年 9月13日	諮問書（諮問第1104号）の受付

令和 元年 11月22日	反論書（諮問第1104号）の受付
令和 元年 12月26日	諮問書（諮問第1111号）の受付
令和 2年 1月16日	反論書（諮問第1111号）の受付
令和 7年 1月29日	審議
令和 7年 2月27日	審議
令和 7年 5月29日	審議
令和 7年 6月27日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大久保 佳 織	弁護士	部会長職務代理者
久 保 隼 哉	弁護士	
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)